

漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定について

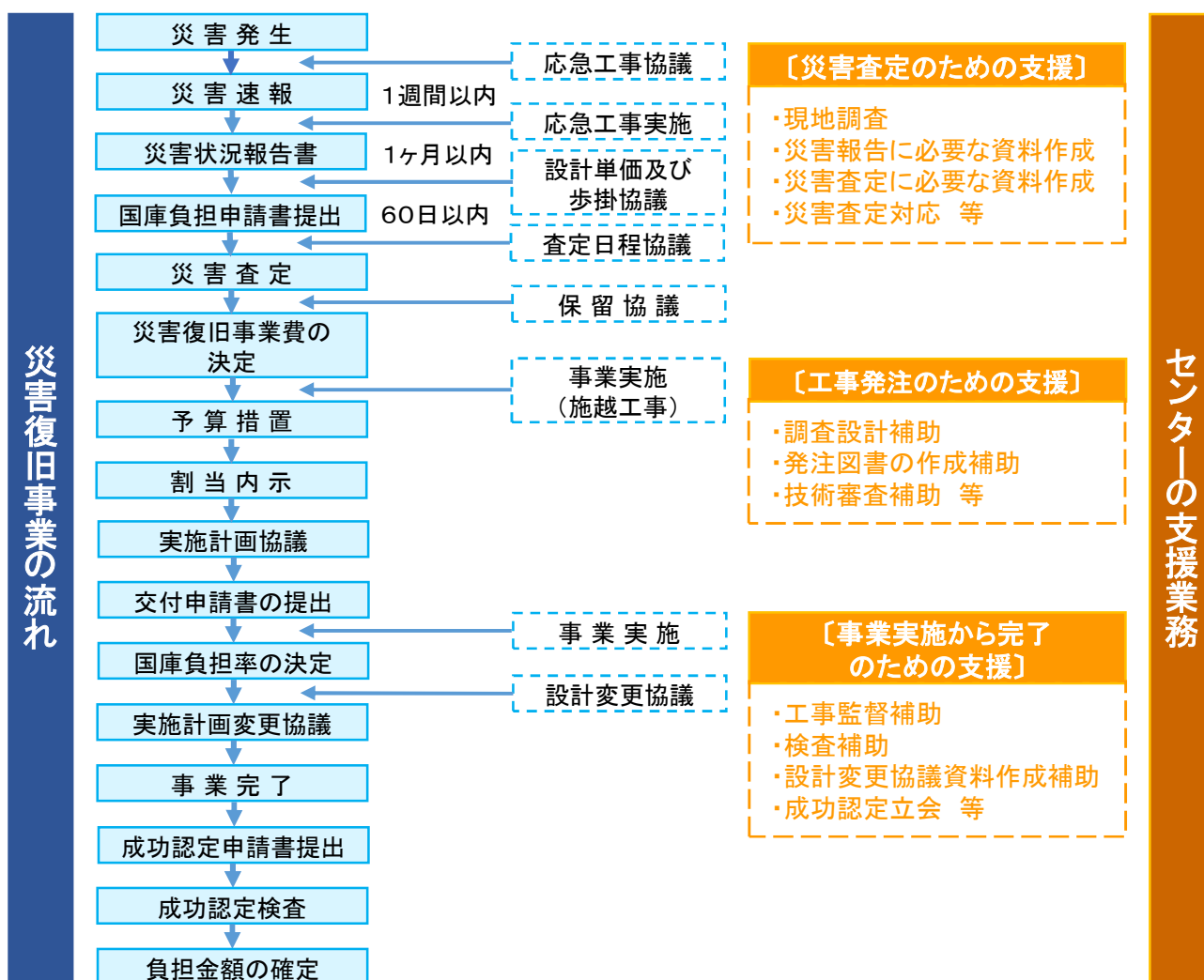
1 災害復旧支援協定締結の意義

台風や地震、津波などにより漁港等の施設が被災した場合、災害復旧事業を速やかに実施し、漁業活動への影響を最小限に抑える必要があります。

しかしながら、各自治体では、水産関係公共土木施設等の災害復旧の実務経験がない、そもそも土木系技術職員がいないなど、技術者不足で災害復旧事業を迅速に進めることが困難な場合があることが懸念されます。

このため、水産基盤整備事業の調査・設計・積算・工事監理等、発注者支援の実績がある水産土木建設技術センターが、災害発生時の対応のための体制を予め整え、被災した漁港等の施設の迅速な復旧が図れるよう、希望される市町村と災害復旧支援協定を締結するものです。

2 災害復旧事業における支援業務



3 災害復旧支援協定書(例)

〇〇市(町村)(以下「甲」という。)と一般社団法人水産土木建設技術センター(以下「乙」という。)は、甲の所管する漁港等の施設について災害が発生した場合において、乙が行う災害復旧のために必要な業務(以下「災害復旧支援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙が災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した漁港等の施設の迅速な復旧を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この協定の対象となる災害は、高潮、波浪、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害とする。

2 この協定の対象となる漁港等の施設とは、甲の所管する漁港、漁場、漁村、海岸等の施設をいう。

(災害復旧支援の内容)

第3条 この協定により乙が行う災害復旧支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査業務
- (2) 災害報告に必要な資料の作成業務
- (3) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成(作成のために行う現地調査を含む。)及び災害査定への対応業務
- (4) 前3号に掲げる災害復旧に付帯する業務
- (5) その他甲が要請する災害復旧支援業務

第4条以下(支援の要請・実施・完了報告、契約の締結、費用の負担等)省略

4 災害復旧支援協定締結実績

締結先	締結日	締結先	締結日
島根県松江市	平成30年 8月 1日	島根県知夫村	令和元年 9月10日
岩手県宮古市	平成31年 1月16日	岩手県田野畑村	令和元年10月 1日
千葉県鋸南町	平成31年 3月 1日	和歌山県由良町	令和元年10月16日
島根県隠岐の島町	令和元年 9月10日	神奈川県真鶴町	令和元年11月14日
島根県海士町	令和元年 9月10日	鹿児島県伊仙町	令和2年 1月23日
島根県西ノ島町	令和元年 9月10日		

5 お問い合わせ

災害復旧支援協定についてご関心がある場合は、下記までお問い合わせ下さい。

一般社団法人 水産土木建設技術センター

〒104-0045 東京都中央区築地2-14-5 サイエスタビル3階

TEL 03-3546-6858

FAX 03-3546-6826

E-mail shien@fidec.or.jp

WEB <http://www.fidec.or.jp>